

---

# 発表予稿

---

## 少額短期保険業・認可特定保険業の現状と保険数理的課題

小倉 宏之<sup>1</sup>

### 概要

「人・モノを問わず、保障が少額で期間が短期の保険」を取り扱う新しい業態「少額短期保険業」が保険業界に登場してから5年あまりが経過した。現在70もの少額短期保険会社が、従来の生損保の枠にとらわれない様々な保障の商品を開発・販売している。また本年5月に再改正された保険業法では「公益法人の実施している保険類似共済事業」の受け皿として「認可特定保険業」なる業態が登場し、平成25年11月までに登録がなされる予定である。本稿ではその現状について概観した上で、特に保険リスク管理的見地から問題となっている点につき紹介し、所見を述べる。

**キーワード：**少額短期保険、認可特定保険、保険料、責任準備金、ソルベンシー・マージン基準、再保険

## 1 はじめに

日本の保険業界が国際的な金融の自由化の一環として、またこれまで金融監督行政の枠内に入っていなかった無認可共済の多くを規制下におくことを目的として「少額短期保険業」（以下「少額短期」と称する）という枠組みが取り入れられたのは平成18年3月の保険業法改正によるものである。これにより平成23年8月現在で70社の少額短期保険業者が登録され、営業を行っている。

また平成23年5月、再び保険業法の改正に伴って、平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者等のうち、一定の要件に該当して経過措置的に当該業務を続けてきたものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、引き続き特定保険業を行うことができる道が拓かれた。これを「認可特定保険業」と称し、例えば「公益法人」の下で実施していた無認可共済制度は、適用除外となる一部の例外を除き、平成25年11月までに認可特定保険業者としての認可申請を行うか、もしくは制度を廃止するかを選択を迫られている。

少額短期保険業者・認可特定保険業者のリスク管理に関する規制は従来の生命保険会社・損害保険会社（以下免許保険会社と総称し、必要に応じ免許生命保険会社・免許損害保険会社とも称する）と類似しているが、一方で異なる点も多い。例えば保険料および責任準備金算出方法書は公的な基礎書類であることには変わり

---

<sup>1</sup>日本経営数理コンサルティング株式会社、〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-11-7, [ogurahirovuki@aroma.ocn.ne.jp](mailto:ogurahirovuki@aroma.ocn.ne.jp) なお本稿の内容はすべて執筆者の個人的見解に基づくものであり、同社の公的見解・並びに執筆者が保険計理人として業務等を行うにあたっての公的見解とは無関係である。